

## 印鑑証明書の一部不用化について

住宅防音事業補助金の交付に際しては、住宅の所有者及び居住者の本人確認のため交付申込書に印鑑証明書を添付していただいているところですが、構造改革特区に係る第9次提案において、印鑑証明書の省略についての提案がなされ、平成19年度から工事希望者等（所有者又は居住者等）の希望に応じて、交付申込書の提出の際又は現地調査の際に、運転免許証、健康保険の被保険者証及び外国人登録証明書等により、工事希望者等の本人確認ができる場合には、印鑑証明書を添付していただく必要はなくなりました。

したがって、**印鑑証明書の添付を省略することを希望される場合は、交付申込書に本人確認を行う希望時期に関する項目がありますので、交付申込書の提出時又は現地調査時のどちらかの項目を○で囲んでください。**

交付申込書提出時に本人確認を希望される場合は、提出時に運転免許証等により本人であることを確認させていただきますので、交付申込書をご持参ください。また、現地調査時を希望される場合は、郵送その他の方法で交付申込書をご提出ください。

〔注意：本人確認ができない場合には、住宅防音事業補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。〕